

松江市結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき交付する松江市結核予防費補助金については、法及び松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金の交付対象である事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助事業の対象者、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市結核予防費補助金
補助事業の内容	法第53条の2第1項の規定により学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断のうち、法第58条の3の規定により当該学校又は施設の設置者がその費用を支弁するもの。
補助事業の対象者	法第58条の3の規定により費用支弁した学校又は施設（国、都道府県又は市町村が設置する学校又は施設を除く。以下同じ。）の設置者。
補助対象経費	補助対象経費は、補助事業に要した経費のうち、次に掲げるものとする。 報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
補助金の交付の率又は金額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない方に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 (1) 次に掲げる額の合計額 ア 506円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者及びやむを得ない事情により精密検査ではなく直接撮影を受けた者の延べ数 イ 8,020円×医療機関で精密検査（事後処置としての精密検査を含む。）を受けた者の延べ数

	(2) 補助対象経費の実支出額
終期	令和9年3月31日

(交付の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市結核予防費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、規則第4条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了後に行うこととする。

(補助金の交付決定及び確定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市結核予防費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第5条 規則第11条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。